(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号。以下「政令」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

(設計内容説明書)

第3条 省令第41条第1項の表の(い)項に掲げる設計内容説明書は、一戸建ての住宅 及び共同住宅等の住戸部分にあっては第1号様式、共同住宅共用部分にあっては第2号 様式、非住宅部分にあっては第3号様式によるものとする。

(必要と認める図書)

- 第4条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。)による審査を受けた場合は、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律 第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)による審査を受 けた場合は、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (3) その他認定の審査等において市長が必要と認める図書

(不要と認める図書)

- 第5条 省令第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
- (1) 前条第1号又は第2号に規定する適合証を添付する場合は、各種計算書
- (2) その他認定の審査等において市長が不要と認める図書

(建築確認申請書の提出部数等)

第6条 法第54条第2項後段の規定により提出する建築基準法(昭和25年法律第20 1号)第6条第1項の規定による確認の申請書(以下この条において「建築確認申請書」 という。)の部数は、正本1部及び副本2部とする。この場合において同法第6条の3第 1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合は、同法 第6条の3第7項又は第18条第10項の適合判定通知書の写しを正本及び副本に添付 するものとする。

2 前項の場合において、建築確認申請書には、省令第41条第1項に規定する申請書の写しを添付するものとする。

(軽微な変更)

- 第7条 認定建築主は、省令第44条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第4号様式)に添付図書のうち変更に係るもの(変更後の図書に認定時の計画から変更した部分を朱書表示したもの)を添えて、市長に提出するものとする。
- 2 前項の軽微な変更届 (前項に規定する添付書類を含む。)の提出部数は、正本 1 部及び 副本 1 部とする。

(申請の取下げ)

- 第8条 法第53条第1項の規定による認定を申請した者又は法第55条第1項の規定による変更の認定を申請した者(次条において「申請者」という。)は、当該申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下げ届(第5号様式)により、市長に届け出るものとする。
- 2 前項の低炭素建築物新築等計画認定等申請取下げ届の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

(認定等をしない旨の通知)

第9条 市長は、法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の 規定により認定をしないときは、不認定通知書(第6号様式)によりその旨を申請者に 通知するものとする。

(工事完了報告)

- 第10条 法第56条の規定に基づき、認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等工事が完了した旨の報告書(第7号様式)に、次の各号に掲げるいずれかの図書を添えて、市長に報告しなければならない。
- (1) 工事監理報告書(建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の 15に規定する工事監理報告書をいう。)の写し
- (2) 建設住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定 する建設住宅性能評価書をいう。)の写し
- (3) 検査済証(建築基準法第7条第5項に規定する検査済証をいう。)の写し
- (4) その他工事の完了を確認することができる書面で市長が適当と認めるもの (建築の取りやめ)
 - 第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書(第8号様式)により、市長に申し出なければならない。

2 前項の認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書の提出部数は、正本1部及び副本1部とし、省令第43条に規定する認定通知書(法第55条第2項において準用する法第54条第1項の規定により変更の認定を受けた者にあっては、当該認定通知書及び省令第46条に規定する変更の認定通知書)及び当該認定通知書に係る申請書の副本を添えるものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(第9号様式)により取り消した旨とその理由を通知するものとする。

(認定証明書)

- 第13条 認定建築主等は、省令第43条に規定する認定通知書(法第55条第2項において準用する法第54条第1項の規定により変更を受けた者にあっては、変更の認定通知書。以下「認定通知書等」という。)の紛失等をしたときは、当該認定(法第55条の規定により変更の認定を受けた者にあっては、変更の認定。以下「認定等」という。)の証明を市長に申請することができる。
- 2 認定建築主等は、前項に規定する認定等の証明を申請するときは、低炭素建築物認定 等証明申請書(第10号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するも のとする。
- (1) 身分証明のできる公的機関が発行した証明書(本人確認書類)の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、低炭素建築物認定等証明書(第11号様式)により証明するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

[[H F]]

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。